

令和 7 年度
那覇市企業立地促進奨励助成金
(なはし先進的産業立地促進事業奨励助成金)
申請要領

○申請書類の提出方法及び期間

下記場所へ持参又は郵送により申請書類を提出すること。

※〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市経済観光部 商工農水課 宛

※提出期間：令和7年9月3日(水)～令和7年12月26日(金)※消印有効

※受付時間は、平日午前9時～午後5時まで

(ただし、午後0時～午後1時、土日祝日は除く。)

○問い合わせ先

商工農水課 産業政策 G

電話：098-951-3212、 FAX：098-951-3213

問合せ時間：平日 午前9時～午後5時まで。

(ただし、午後0時～1時、土日祝日は除く。)

1 目的

近年、本県の景気は観光客数の増加による経済効果により拡大を続け、観光都市としての魅力が高まっています。一方で、地域経済の多角化や高付加価値産業の育成が課題となっています。本事業では、本市に新たに立地する先進的な取組を展開している高度 IT 関連産業や、バイオ、半導体等の先導性や広域性の高い産業に対して助成金を交付し、地域の産業基盤を強化するとともに、雇用機会の創出や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 対象事業

次の各号のいずれかに該当する事業。

- (1) 先導的情報通信関連産業（ソフトウェア開発、情報システム開発、ソフトウェア作成、ゲーム制作、ウェブコンテンツ制作、デジタルコンテンツ制作等）
- (2) 先導的な取り組みをしている産業（バイオ、半導体等）（農水資源・微生物を用いた機能性食品や化粧品開発、バイオ医薬品、医療材料開発、医療診断技術の研究開発、研究用試薬の開発、遺伝子・タンパク質の研究開発・解析サービス、ペロブスカイト等）
- (3) その他、広域的もしくは新たなコンテンツ事業に取り組む事業者（新技術の開発、革新的サービス提供等）

3 対象者要件

対象者は、会社（会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号で定めるもの）及び個人事業主（所得税法第 229 条に基づく届出を行ったもの）で、次の各号のいずれかに該当するもの。

(1) 賃借型助成金

新たな賃借により本市内に事務所等を立地したもののうち、賃借から 6 か月を経過している、かつ本市内で 3 年以上の立地が見込まれるもの。さらに、申請時に那覇市民を 1 人以上雇用していること。ただし、国及び地方公共団体から公益性を有する支援を受けている事務所等、及び独占性・排他性が認められない事務所等（レンタルオフィス等）は、助成対象外とする。

(2) 建設型助成金

新たな建設(新設又は増設)または建物購入により本市内に事務所等を立地したもののうち、申請時に那覇市民を 1 人以上雇用していること。

4 応募資格要件

応募者は次の(1)～(8)の要件を全て満たすものとする。

- (1) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）等による手続きをしている団体ではないこと。
- (3) 租税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものに該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。那覇市が警察署に照会することについて承諾できること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- (6) 本市以外の公的団体から同種の助成を受給していないこと。
- (7) 関係法令を遵守すること。
- (8) 公序良俗に反しないこと。

5 対象期間

助成金の申請は、各区分により、次に定めるときまでに行うものとする。

- (1) 賃借型助成金の申請は、賃借開始から6か月を経過し、賃借開始年度を含めた2会計年度以内とする。ただし、1月2日から3月31日に立地した場合は、賃借開始年度を含めた3会計年度以内とする。
- (2) 建設型助成金の申請は、固定資産税が初めて賦課される当該年度内とする。

6 助成金額算定基準

助成金額は予算の範囲内で決定し、各区分の限度額や条件を次のように定める。一企業あたり、各区分につき 1 回限りとする。

- (1) 賃借型助成金
1 企業当たり 100 万円を限度額とし、事務所等の月額支払賃料（共益費等、消費税を除く。）の 2 分の 1 に相当する額を基準に算出し、最大 12 か月分とする
- (2) 建設型助成金
建設により立地したものについては、建設した事務所等に係る家屋固定資産税額を助成し、購入により施設を取得したものについては、家屋固定資産税額の 2 分の 1 を助成する。ただし、建設・購入のうちいずれの場合も 200 万円を上限額とする。

7 応募手続き

- (1) 提出書類
・ 下記（ア）又は（イ）のいずれかの区分にもとづく書類について、正本1部、副本1部の

計2部(各様式にはインデックスを貼り付けること。)

・ 正本のPDFデータ (CD、DVD-ROM等) ※USB不可

(ア) 賃借型助成金

那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第1号様式)に下記の書類をA)~L)の順で添付して提出すること。

- A) 企業概要及び事業計画書
- B) 法人登記簿謄本(会社のみ)
- C) 雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険証の写しを添付、正規雇用の場合は労働条件通知書又は雇用契約書の写しも添付)
- D) 営業証明書
- E) 納税証明書
- F) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去2期分までの貸借対照表及び損益計算書。ただし、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は代表者の所得証明書等の資産状況のわかる書類
- G) 誓約書(第3号様式)
- H) 賃貸借契約書の写し
- I) 位置図
- J) 事務所内部及び建物外観写真
- K) 企業案内パンフレット等
- L) その他市長が必要と認める書類

(イ) 建設型助成金

那覇市企業立地促進奨励助成金交付申請書(第2号様式)に下記の書類をA)~M)の順で添付して提出すること。

- A) 企業概要及び事業計画書
- B) 法人登記簿謄本(会社のみ)
- C) 雇用関係を証明する書類(雇用保険被保険証の写しを添付、正規雇用の場合は労働条件通知書又は雇用契約書の写しも添付)
- D) 営業証明書
- E) 納税証明書
- F) 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含めて過去2期分までの貸借対照表及び損益計算書。ただし、申請の日の属する事業年度に設立の場合は、当該事業年度の確定申告又は代表者の所得証明書等の資産状況のわかる書類
- G) 誓約書(第3号様式)

- H) 不動産登記簿謄本
- I) 課税の明細のわかる書類(最新の固定資産税の課税通知の写し等)
- J) 位置図
- K) 事務所内部及び建物外観写真
- L) 企業案内パンフレット等
- M) その他市長が必要と認める書類

(2) 提出方法

申請書類は、下記あてに持参または簡易書留郵便・レターパックにて郵送すること。

※郵送の場合には、「企業立地助成金 申請書類在中」と朱書きすること。

【宛先】〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市 商工農水課 宛

(3) 受付期間

令和7年9月3日(水)～令和7年12月26日(金) 午後5時まで。(※12月26日消印有効)

※受付時間は、平日午前9時～午後5時まで(午後0時～午後1時、土日祝日は除く。)

※受付期間中、申請状況に応じて審査会を開催し、交付対象事業者を決定することもあります。これにより、予算額に達した場合は、受付期間を変更し打ち切ることとし、その旨、市ホームページにて周知します。

(4) 申請書類の確認

提出書類に不備や不足がある場合には、市より連絡を行う。連絡を受けた申請者は速やかに不備や不足への対応を行うこと。また、必要に応じて申請者へヒアリングや現場確認を行う。

8 審査方法

審査委員会による評価審査を経て、助成金の交付を決定する。審査は、原則、書類審査とする。また、審査には一定の基準があり、これを満たしていない場合には採択されないものとする。なお、前提として次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・「3 対象者要件」の要件に合致すること
- ・「4 応募資格要件」の要件に合致すること
- ・必要な書類がすべて提出されていること
- ・提出した内容に不備・記載漏れがない事

9 交付決定後の注意事項

(1) 実績報告

助成金の交付決定を受けた事業者は、市長が定める日までに、各区分によって以下の書類を提出すること。

(ア) 賃借型助成金

- ・ 那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第 7 号様式)
- ・ 賃貸料支払証明書(第 8 号様式)

(イ) 建設型助成金

- ・ 那覇市企業立地促進奨励助成金実績報告書(第 7 号様式)
- ・ 固定資産税の納税が分かる書類(領収書又は納税証明書等)

(2) 助成金額の確定

実績報告を受けた後、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき助成金の額を確定し、那覇市企業立地促進奨励助成金確定通知書(第 9 号様式)により事業者へ通知する。また、この通知を受けた者は、那覇市企業立地促進奨励助成金交付請求書(第 10 号様式)により助成金の交付を請求するものとする。

10 交付決定の取消し及び助成金の返還

下記の項目に一つでも該当するときは、その申請は無効又は取消しとする。

- (1) 対象者、応募資格要件に該当しないことが発覚したとき。
- (2) 同一の事業者が複数の申請をしたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき。
- (4) 書類等に虚偽の記載があるとき。
- (5) 申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (6) 他機関から同一の内容で助成金を受けたとき。
- (7) その他、本申請に関する条件に違反したとき。

11 その他

- (1) 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する証拠書類について助成を受けた会計年度から 5 年間保存すること。
- (2) 助成金の交付を受けた者は、本事業に関する市長からの追跡調査に助成を受けた会計年度から 5 年間協力すること。